

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年3月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	5
職員等	0
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	1
面談・電話	0
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある振興局において、 1. 頻繁に早朝から出勤している管理職職員がいるが、そうまでして処理する事務があるとは思えず、光熱水費等の税金の無駄である。 2. 特定の部下にきつくあたる上司がいる。	振興局に調査を指示したところ以下のとおり回答を得た。 1. 当該所属において、退職者や配置換え等により、複数の人員不足が生じ、事務が遅延しているため、その事務処理の一部を行っているものであった。 2. 通報の事実は確認できなかった。
② ある所属が発注した印刷業務において、自社で印刷するという条件が守られていない。	入札担当課に調査を指示したところ、当該事業者が自社で印刷していない事実が確認されたので厳重に注意をした旨の回答を得た。
③ 物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止中の事業者が、不正に入札に関わっている。	担当課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
④ ある福祉施設において、施設入所者が死亡した際に、その方の私物を施設内バザーで売っている。	担当課に調査を指示したところ、家族等の同意を得て処理されている旨の回答を得た。
⑤ ある県立高校において、先生が生徒にひいきをしている。	所管外のため不受理とした。
⑥ 和歌山県立医科大学において、病気休暇中に外出している職員がいる。	所管外のため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	①
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	5	②③④⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	④
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	2	⑤⑥

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 審査課
担当：石井、額田
電話：073-441-2136